

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-28	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	消費者啓発事業		部課名	産業経済部産業振興課	課長名	岸	
			担当者名	安達	内線	477	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-04-01	消費者啓発事業					
事務事業の種類	新規事業（29年度 28年度）	建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	50年度	根拠	消費者基本法	消費者安全法	東京都消費生活	
終期設定	有 無	年度	法令等	活条例	消費者教育推進法		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	07	消費生活の安全安心の確保				
目的	区民の消費生活の安定と向上にとっては、「自主的かつ合理的な行動ができる賢明な消費者」の育成が不可欠である。このため、消費者に関する様々な問題について、学習の機会と情報の提供を行う。						
対象者等	荒川区内在住者及び在勤・在学者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 消費者講座：専門の講師から、くらしを改善する考え方やくらしに役立つ知識・技術を学ぶ講座。消費生活相談員が企画・運営（一般向け） 地域連携消費者講座：関係機関等と連携し、地域で児童の消費者教育を実施する消費者講座。 消費生活推進講座：高齢者の消費者被害防止のために地域でのみまもり協力員を養成する講座。 出前講座：区内公共施設等での消費生活相談員の出張講座。消費者被害防止のための情報提供。 高齢者の消費者被害防止のための啓発チラシ「ホットと通信」の定期発行（26年度から）。 C A T Vや区報で消費者被害の防止のための情報提供。相談事例集や啓発グッズの作成。 荒川区HP「消費生活相談」コンテンツで、消費生活相談・啓発の情報提供。 区立小学校6年生に消費者教育冊子等を毎年配布。 東京都の消費生活総合センター共同キャンペーン「若者トラブル110番」「多重債務110番」を実施。 						
経過	<p>昭和50年10月 東京都生活物資危害防止、表示の適正化及び消費者被害救済に関する条例を公布。</p> <p>平成6年10月 同条例の全部改正。名称を「東京都消費生活条例」に変更。</p> <p>平成14年3月 都消費生活条例改正 平成16年6月 「消費者基本法」が公布・施行される。</p> <p>平成21年9月 消費者安全法施行</p> <p>平成24年12月 消費者教育の推進に関する法律施行</p> <p>平成24年8月 消費者安全法の一部を改正する法律成立、9月公布</p> <p>平成25年2月 「訪問購入」の規制を盛り込む特定商取引に関する法律の一部を改正する法律施行</p> <p>平成26年6月 景表法改正（11月 課徴金制度導入）</p> <p>平成26年6月 消費者安全法改正（平成28年4月施行）</p> <p>平成28年4月 荒川区消費生活センター条例を施行</p>						
必要性	消費者の安全・安心の確保や自立の支援、消費者トラブルに対する啓発活動の場として、消費者講座や出前講座等を開催することは重要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		4,788	1,243	1,179	1,282	3,467	3,303	3,270
決算額（29年度は見込み）		3,308	897	816	874	2,709	2,830	3,270
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	消費者講座 人数	129	288	233	229	248	175	180
	消費者講座 回数	9	8	8	10	10	9	9
	出前講座 人数	540	975	1,233	1,277	1,287	1,966	2,000
	出前講座 回数	28	41	44	19	43	64	65

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	消費者講座講師謝礼等	120	報償費	消費者講座講師謝礼等	220	報償費	消費者講座講師謝礼等	267
需用費	啓発グッズ等購入費	2,532	需用費	啓発グッズ等購入費	2,523	需用費	啓発グッズ等購入費	2,783
役務費	消費者講座講師費用	58	役務費	消費者講座講師費用	58	役務費	消費者講座講師費用	130
			委託料	消費者講座委託	30	委託料	消費者講座委託	80
						使用料等	会場使用料	10

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用			行政収入			
	給与関係費		8,870	地方税		0	
	物件費		2,610	国庫支出金		0	
	維持補修費		0	都支出金		1,390	
	扶助費		0	分担金及び負担金		0	
	補助費等		220	使用料及び手数料		0	
	減価償却費		0	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		1,390	
	賞与・退職給与引当金繰入額		577	行政収支差額(a)-(b)=(c)		10,888	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
行政費用合計(b)		12,278	通常収支差額(c)+(d)=(e)		10,888		
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		10,888		

備考 行政費用は、主に職員人件費となっている。他の費用では、主に啓発グッズ購入費用として1,469,772円、高齢消費者被害防止リーフレット印刷製本費として522,547円かかっている。

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	消費者講座数	10	10	9	9	10	一般講座5回・地域連携講座3回・推進講座2回
	出前講座回数	44	43	64	65	72	目標値=6回/月
	講座等参加者数(人)	1506	1535	2093	2180	2500	消費者講座・出前講座参加者数

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の悪質商法の被害防止に重点を置くとともに、出前講座で各種団体の集まりにも積極的に出席し啓発を行い、関係機関とも連携強化を図る必要がある。 児童への消費者教育推進として、小・中学生への啓発を図るために、教育委員会との連携が効果的であるため、重要視している。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
消費者被害防止のため地域団体の会合等に出向いて行う出前講座を実施する。	消費生活相談員による出前講座を実施。消費者被害の防止を図った。	29年度以降も各地域で消費者被害防止のための啓発事業を実施する。
高齢者の消費者被害について、わかりやすく事例等をあげながら最新の情報を提供する。	高齢消費者啓発チラシを、高齢者福祉課、地域の関係団体や高齢者みまもり配食事業者と連携して1人暮らし高齢者等へ毎月配付した。	「ホッと通信」の配付先を拡大し、多くの高齢者に情報提供できるよう、高齢者の見守り協力体制を強化する。
小学生を対象とした消費者講座を継続し、児童の消費者教育を充実する。	夏休みに小学生とその保護者を対象に体験型の講座を3回実施した。区立小学校6年生に消費者教育パンフレットを配付した。	小学生を対象とした消費者講座を継続し、児童の消費者教育を充実する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	消費者の安全・安心の確保や自立の支援、消費者トラブル等に対する啓発活動の場として実施する当該事業の優先度は極めて高い。

議(要旨)状	
--------	--

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費		0	行政収入	地方税		0
	物件費		0		国庫支出金		0
	維持補修費		0		都支出金		0
	扶助費		0		分担金及び負担金		0
	補助費等		0		使用料及び手数料		0
	減価償却費		0		その他		0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)		0
	賞与・退職給与引当金繰入額		0		行政収支差額(a)-(b)=(c)		0
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)		0		通常収支差額(c)+(d)=(e)		0
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		0		
備考	行政費用では、対象事業を実施する団体がなかったため、0円となっている。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	申請件数	0	0	0	4	4	29年度は予算ベース

問題点・課題	消費者団体構成員の高齢化等により消費者団体が減少し、活動が困難になってきている。平成23年度から補助実績がない状況である。
他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区) 未実施区：千代田区・台東区・大田区・練馬区

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
消費者活動支援団体の取り組みや活動の意義について周知し、新たな団体の登録を推進する。	2団体が28年度も消費者団体登録を継続した。	消費者活動支援団体について周知し、新たな団体の登録を推進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	消費者団体の自主的・主体的な活動を支援するために必要である。

議(要旨)問状	
---------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-30	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	消費者相談事業	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	岸	担当者名	安達
						内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-05-01	消費者相談事業					
事務事業の種類	新規事業（29年度 28年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成 61年度	根拠	消費者基本法	消費者安全法	荒川区消費生活センター条例		
終期設定	有 無 年度	法令等	荒川区消費者相談実施要綱				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	07	消費生活の安全安心の確保				
目的	区民等の消費生活に関する相談を窓口、電話及びメールで受け付け、情報提供や助言、あっ旋、他機関への紹介を行い、区民の生活安定・向上を図る。深刻化する多重債務問題に対応するため、弁護士による多重債務特別相談窓口を開設し、相談体制の整備・充実を図っている。						
対象者等	(1) 荒川区内在住の個人及び区内に主たる事務所を有する団体。 (営利を目的とするものは除く。) (2) 区内在勤、在学者で区長が必要と認めるもの。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者相談の日時：月曜日～金曜日、8時30分～正午 13時～17時15分（受付は16時30分まで） ・ 弁護士による多重債務特別相談（予約制）の日時：毎月2回 第2・第4金曜日、午前9時～午前12時 ・ 相談勤務体制：特別職非常勤職員として月16日勤務 消費生活相談員資格（改正消費者安全法）のみなし合格者4名が勤務 みなし合格者：消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタントの3資格のうち1つを、28年4月現在で取得しており、かつ1年以上消費生活相談事務に従事した経験者） ・ 消費生活相談員：4名（主任相談員1名・上級相談員1名・相談員2名） 						
経過	昭和61年4月 荒川区消費者相談実施要綱の制定、消費者相談室を産業経済部に設置 平成9年4月 消費生活相談員を1名から2名に増員 平成14年1月 消費生活情報体制整備事業として、パイオネット端末機導入 平成20年4月 弁護士による多重債務特別相談窓口を開設 平成21年4月 消費生活相談員を2名から3名に増員 平成21年9月 消費者庁創設。消費者安全法施行。 22年1月 消費者ホットライン開始 平成22年4月 消費生活係（消費者相談室）の新設。7月 相談室及び情報コーナーを増設 平成26年5月 消費者相談室の移設（セントラル荒川ビル 本庁舎6階） 平成28年4月 荒川区消費生活センター条例・荒川区消費生活センター条例施行規則の施行 平成28年4月 消費生活係（消費者相談室）廃止、行政機関「消費生活センター」に名称変更。 消費生活相談員を3名から4名に増員						
必要性	消費生活の安定と向上のため、専門相談員による消費者問題への対応や啓発は必要不可欠である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		11,115	11,114	10,922	10,979	11,396	14,591	14,648
決算額（29年度は見込み）		10,895	10,704	10,827	10,893	11,246	14,468	14,648
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	相談件数	1336	1212	1292	1262	1258	1343	1350
	多重債務相談件数	119	97	81	88	81	99	
	内弁護士相談	49	42	45	49	45	47	

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	相談員報酬	9,156	報酬	相談員報酬	11,916	報酬	相談員報酬	11,971
共済費	社会保険料	1,294	共済費	社会保険料	1,760	共済費	社会保険料	1,788
旅費	相談員旅費	81	旅費	相談員旅費	109	旅費	相談員旅費	142
需用費	消耗品費	66	需用費	消耗品費	44	需用費	消耗品費	85
役務費	弁護士謝礼等	547	役務費	弁護士謝礼等	527	役務費	弁護士謝礼等	548
委託料	ポスター等作成委託	67	委託料	ポスター等作成委託	69	委託料	ポスター等作成委託	83
負担金補助等	相談員研修受講料	35	負担金補助等	相談員研修受講料	43	負担金補助等	相談員研修受講料	31

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用			行政収入			
	給与関係費		14,381	地方税		0	
	物件費		749	国庫支出金		0	
	維持補修費		0	都支出金		7,663	
	扶助費		0	分担金及び負担金		0	
	補助費等		43	使用料及び手数料		0	
	減価償却費		0	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		7,663	
	賞与・退職給与引当金繰入額		936	行政収支差額(a)-(b)=(c)		8,446	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
行政費用合計(b)		16,109	通常収支差額(c)+(d)=(e)		8,446		
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		8,446		
備考	行政費用では、ほとんどが相談員に係る人件費となっている。その他多重債務に係る弁護士相談の謝礼が526,516円かかっている。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	相談件数	1262	1258	1343	1350	1350	新規受付件数のみ(来所・電話・HPでの受付件数)
	内あつ旋件数	235	207	252	250	250	あつ旋=消費者と事業者の主張を調整し解決に向けて交渉すること

問題点・課題	情報通信サービスでのトラブルなど専門的で複雑な相談が多くなっているため、相談者1人にかかる相談時間も増えている。消費生活センターに寄せられる様々な相談に対応できるよう相談員のスキルアップは必要である。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 消費生活センター 22区 上記の内、消費生活センターが課 3区(目黒区・世田谷区・新宿区) 上記の内、渋谷区のみ相談業務を業務委託

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
消費者相談の質の確保及び向上のため、国民生活センターの宿泊研修や東京都研修に参加し相談員のスキルアップを図る。	相談員のスキルアップのための研修を受講推奨している。	消費者相談の質の確保及び向上のため、研修の受講推奨を継続し、相談員のスキルアップを図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	消費生活の安全安心の確保のため、消費者問題への迅速な対応と解決、消費者への啓発を図る当該事業の優先度は極めて高い。

況議(要旨)問状	
----------	--

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用			行政収入			
	給与関係費		280	地方税		0	
	物件費		0	国庫支出金		0	
	維持補修費		0	都支出金		0	
	扶助費		0	分担金及び負担金		0	
	補助費等		0	使用料及び手数料		0	
	減価償却費		0	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		0	
	賞与・退職給与引当金繰入額		18	行政収支差額(a)-(b)=(c)		299	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
行政費用合計(b)		299	通常収支差額(c)+(d)=(e)		299		
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		299		
備考	行政費用では、立ち入り検査の実施と報告のみを行う事業のため、人件費のみとなっている。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	立入検査数	21	21	55	25	25	

問題点・課題	立入検査対象については、年度ごとに町庁別順に計画を立てるなど計画的に実施している。また、権限委譲により、対象となる関係事業法に基づく立入検査事務が増えたため、他法との関係を考慮した上で、検査を行うことが望ましい。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
平成28年度は、日暮里地区を予定している。	日暮里地区の大型店舗を中心に立入検査を実施した。	平成29年度は、荒川・町屋地区を予定している。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	電気用品安全法に基づく事務である。

議(要旨)問(状)	
-----------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	06-01-32	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	計量法に基づく事前調査	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	岸	担当者名	安達 内線 477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）							
事務事業の種類	新規事業（29年度 28年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	5年度	根拠	計量法			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	07	消費生活の安全安心の確保				
目的	「計量法」は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として定められている。区市町村長は、計量法第22条に基づき、都道府県の定期検査にあたり、対象計量器の数を事前に調査し、都道府県知事に報告することとなっている。						
対象者等	取引又は証明に「はかり」を使用している事業所						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・計量法に基づく定期検査（隔年実施）のための事前調査 19、21、23、25、27年度実施。 ・業務用はかり（特定計量器） 23年度 450件 新規飲食、医院、貴金属、スーパー、パン製造、鮮魚、精肉、惣菜等 ・業務用はかり（特定計量器） 25年度 450件 新規飲食、医院、貴金属、スーパー、鮮魚、精肉、惣菜等 ・業務用はかり（特定計量器） 27年度 728件 新規飲食、医院、薬局（H27新規）、スーパー、鮮魚、精肉、惣菜等 ・定期事前調査質問内容 <ol style="list-style-type: none"> 1 「はかり」の使用の有無 2 使用している「はかり」の種類（電気式、機械式）、計測できる最大量、台数 						
経過	届出済証が貼付されたはかりの計量法における取り扱いについては、届出済証が検査証印とみなされる期限（平成15年10月31日）以降、取引又は証明に使用する場合には、計量法の技術基準に適合されるよう改造を行った後、検査に合格しなければならないこととされている。（型式承認改造検定）しかし、当該はかりが未だ相当数使用されていることを考慮し、新たな「型式外検定」制度が創設され、平成13年11月以降の継続使用について、使用者の方に判断してもらう選択肢が設けられた。						
必要性	計量法に基づき、区市町村長に事前調査及び都道府県知事への報告が義務付けられている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 事前調査は、事業ごとのリストで無作為抽出し、計量器定期検査事前調査用往復ハガキを送付する。事前調査結果については東京都計量検定所長に報告する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
予算額	45	0	45	0	76	0		
決算額（29年度は見込み）	45		42	0	76	0		
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	事前調査件数	450	0	420	0	728	0	750

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬		6,860						
共済費		1,014						
旅費		388						
需用費		728						
役務費		76						
負担金補助等		99						

	勘定科目			差額	勘定科目			差額
	27年度	28年度			27年度	28年度		
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費		190	地方税		0	
		物件費		0	国庫支出金		0	
		維持補修費		0	都支出金		0	
		扶助費		0	分担金及び負担金		0	
		補助費等		0	使用料及び手数料		0	
		減価償却費		0	その他		0	
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		0	
		賞与・退職給与引当金繰入額		12	行政収支差額(a)-(b)=(c)		202	
		その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
		行政費用合計(b)		202	通常収支差額(c)+(d)=(e)		202	
	特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		202		
備考	行政費用では、隔年で実施される事業のため、準備に係る人件費のみとなっている。							

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	事前調査件数		728		750		隔年実施

問題点・課題	事前調査については、保健所（食品衛生係）と連携して実施する必要性がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
隔年実施のため、次年度の予算に計上	隔年実施のため次年度予算に計上	実施予定

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	計量法に基づく事務である。

議(要旨)況	
--------	--

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用			行政収入			
	給与関係費		280	地方税		0	
	物件費		0	国庫支出金		0	
	維持補修費		0	都支出金		0	
	扶助費		0	分担金及び負担金		0	
	補助費等		0	使用料及び手数料		0	
	減価償却費		0	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		0	
	賞与・退職給与引当金繰入額		18	行政収支差額(a)-(b)=(c)		299	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
行政費用合計(b)		299	通常収支差額(c)+(d)=(e)		299		
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		299		
備考	行政費用では、立ち入り検査と報告のみを行う事業のため、人件費のみとなっている。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	立入検査点数	73	109	91	100	100	

問題点・課題	立入検査対象については、年度ごとに町丁別順に計画を立てるなど計画的に実施している。また、権限委譲により、対象となる関係事業法に基づく立入検査事務が増えたため、他法との関係を考慮した上で検査を行うことが望ましい。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
	平成28年度は、日暮里地区を予定している。	日暮里地区の大型店舗を中心に立入検査を実施した。	平成29年度は、荒川・町屋地区を予定している。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	家庭用品品質表示法に基づく事務である。

議(要旨)問状	
---------	--

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用			行政収入			
	給与関係費		280	地方税		0	
	物件費		0	国庫支出金		0	
	維持補修費		0	都支出金		0	
	扶助費		0	分担金及び負担金		0	
	補助費等		0	使用料及び手数料		0	
	減価償却費		0	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		0	
	賞与・退職給与引当金繰入額		18	行政収支差額(a)-(b)=(c)		299	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
行政費用合計(b)		299	通常収支差額(c)+(d)=(e)		299		
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		299		
備考	行政費用は、立ち入り検査と報告のみを行う事業のため、人件費のみとなっている。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	立入検査数	2	1	1	1	1	

問題点・課題	<p>昭和36年から実施している電気用品安全法、昭和37年から実施している家庭用品品質表示法に加え、24年度から、消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスに関する事務による立入検査事務の増えた他法との関係を考慮し、効率的に検査を行うことが望ましい。</p> <p>なお、液化石油ガス、ガス事業については、製品を扱っている大型電気店舗等が荒川区内にはほとんどないため、立入検査のできる件数が少ない。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
平成28年度は、日暮里地区を予定している。	日暮里地区の大型店舗を中心に立入検査を実施した。	平成29年度は、町屋・荒川地区を予定している。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	ガス事業法に基づく事務である。

議(要旨)問状	
---------	--

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用			行政収入			
	給与関係費		280	地方税		0	
	物件費		0	国庫支出金		0	
	維持補修費		0	都支出金		0	
	扶助費		0	分担金及び負担金		0	
	補助費等		0	使用料及び手数料		0	
	減価償却費		0	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		0	
	賞与・退職給与引当金繰入額		18	行政収支差額(a)-(b)=(c)		299	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
行政費用合計(b)		299	通常収支差額(c)+(d)=(e)		299		
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		299		
備考	行政費用は、立ち入り検査と報告のみを行う事業のため、人件費のみとなっている。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	立入検査数	2	3	2	2	3	

問題点・課題	<p>昭和36年から実施している電気用品安全法、昭和37年から実施している家庭用品品質表示法に加え、24年度から、消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスに関する事務による立入検査事務が増えた。他法との関係を考慮し効率的に検査を行うことが望ましい。</p> <p>なお、液化石油ガス、ガス事業については、製品を扱っている大型電気店舗等が荒川区内にはほとんどないため、立入検査のできる件数が少ない。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
	平成28年度は、日暮里地区を予定している。	日暮里地区の大型店舗を中心に立入検査を実施した。	平成29年度は、荒川・町屋地区を予定している。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務である。

議(要旨)問状	
---------	--

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用			行政収入			
	給与関係費		280	地方税		0	
	物件費		0	国庫支出金		0	
	維持補修費		0	都支出金		0	
	扶助費		0	分担金及び負担金		0	
	補助費等		0	使用料及び手数料		0	
	減価償却費		0	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		0	
	賞与・退職給与引当金繰入額		18	行政収支差額(a)-(b)=(c)		299	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
行政費用合計(b)		299	通常収支差額(c)+(d)=(e)		299		
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		299		
備考	行政費用では、立ち入り検査の実施と報告のみを行う事業のため、人件費のみとなっている。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	立入検査数	4	4	16	5	5	

問題点・課題	立入検査対象については、年度ごとに町丁別順に計画を立てるなど計画的に実施している。権限委譲により対象となる関係事業法の立入検査事務が増えたため、他法との関係を考慮し効率的に検査を行うことが望ましい。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
平成28年度は、日暮里地区を予定している。	日暮里地区の大型店舗を中心に立入検査を実施した。	平成29年度は、荒川・町屋地区を予定している。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	消費生活用製品安全法に基づく事務である。

議(要旨)問状	
---------	--